

特集 4

マイナ救急の全国展開をはじめとする救急体制の確保・充実

1 救急業務の現況

令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、771万8,380件となっており、1日平均では約2万1,088件で、平均すると約4.1秒に1回の割合で救急自動車が出動したことになる。また、救急自動車による搬送人員は、676万9,172人となっている。令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数や搬送人員は集計を開始した昭和38年以降、最多となった。さらに、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）の平均は約9.8分（前年約10.0分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本特集において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.1分延伸している。また、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）の平均は約44.6分（前年約45.6分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約5.1分延

伸している。

救急需要増大の要因の一つとして、高齢化の進展が挙げられる。令和6年中の搬送人員に占める高齢者の割合は63.3%となっており、高齢者の約8人に1人が搬送されていることになる。

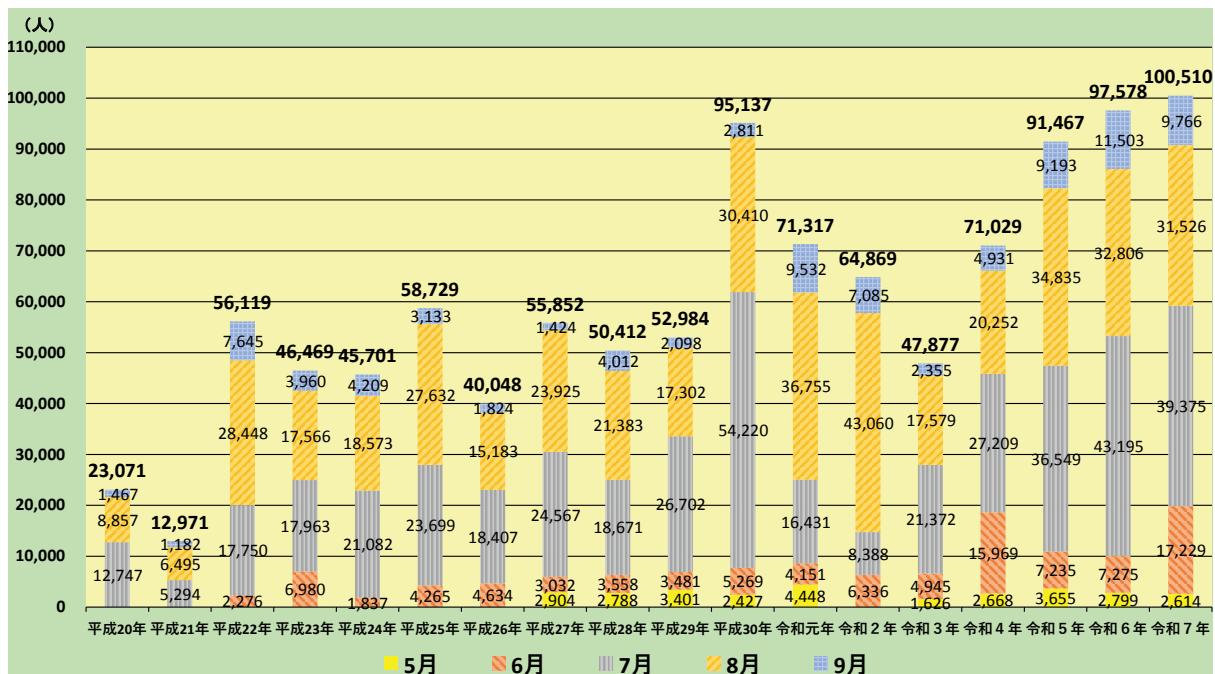
また、熱中症患者が増加する夏季には、特に救急需要の高まりが見られ、令和7年は、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となった（特集4-1図）。

2 マイナ救急の全国展開

■(1) マイナ救急の概要

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者の健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（以下、本特集において「マイナ保険証」という。）を活用

特集4-1図 平成20年～令和7年の熱中症による救急搬送人員の推移



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
5月								2,904	2,788	3,401	2,427	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655	2,799	2,614
6月	12,747	5,294	17,750	17,963	21,082	23,699	18,407	24,567	18,671	26,702	54,220	16,431	8,388	4,151	6,336	15,969	7,235	7,275
7月	8,857	6,495	28,448	17,566	18,573	27,632	15,183	23,925	21,383	17,302	30,410	36,755	43,060	21,372	27,209	36,549	43,195	39,375
8月	1,467	1,182	7,645	3,960	4,209	3,133	1,824	1,424	4,012	2,098	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	97,578
9月	23,071	12,971	56,119	46,469	45,701	58,729	40,048	55,852	50,412	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	97,578	100,510

特集4-2図 マイナ救急事業イメージ図



し、病院選定等に資する傷病者情報を把握する取組のことである（特集4-2図）。

現状の救急活動における傷病者情報聴取は、主に口頭にて行われており、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機関名などの情報を、症状に苦しむ傷病者本人から聴取せざるを得ないことが多い。また、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するに当たり、課題となっている。

こうした課題を踏まえ、消防庁では、救急業務の円滑化を図るため、令和4年度に救急業務のあり方に関する検討会の下にマイナ救急に関するワーキンググループを設置し検討を開始した。

►(2) これまでの取組

令和4年度は6消防本部、30隊の参画を得て実証実験を行った。実証実験の結果、特に高齢者、聴覚等の障がいがある人などの情報提供に困難を伴う傷病者への対応において、傷病者の負担軽減、正確な情報の取得、傷病者の病態把握などの観点から、一定の効果が確認できた。

令和5年度は、マイナ救急のシステム構築に係る課題等の解決に向けた検討を行い、救急隊が救急現場で効果的にマイナ救急を活用することができるよう「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」を作成し、システムの具体的な要件や運

用方針等について整理した。

令和6年度は、運用面の課題を改善したうえで、67消防本部、660隊による実証事業を行ったほか、令和5年度に整理した骨子に基づき、救急現場での操作性に優れた救急隊専用のシステム（以下、本特集において「マイナ救急システム」という。）の構築を行った。

►(3) 実証事業の効果

マイナ救急の効果として、救急隊にとっては、より適切な処置や円滑な搬送先の選定ができ、傷病者にとっては、症状が重い等のため、救急隊に既往歴等を口頭で情報提供することが困難な場合に負担が軽減され、医療機関にとっては、傷病者に関する情報を把握することで治療の事前準備ができる想定しており、これらの効果の検証や活用事例の収集を行うため、令和6年度に実証事業を行った。67消防本部、660隊の参画を得て、マイナ救急を実施した件数は2か月間で1万1,398件であった。

その中には、「傷病者への救急救命処置と並行して、マイナ救急で既往歴や薬剤情報等を確認できたため、これらの情報を搬送先医療機関に伝えることで、早期に緊急手術を行うことができ、一命を取り留めることができた」事例や「外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった」事例等があった。

また、マイナ救急を活用した救急隊員からは「意識障害で、情報把握が困難だったが、マイナ救急で

既往歴が分かったので、適切な処置ができた」、傷病者からは「マイナ保険証で、緊急時に役立つ情報が得られるのは良い取組」、「意識がなくなる可能性もあったので、持病が伝えられて助かった」、医師からは「診療に重きを置くことができた」、「飲んでいる薬が事前に分かったので緊急手術の事前準備ができた」という声があった。

こうした活用事例や声から、マイナ救急は救急隊、傷病者及び医療機関の全てにとって有用性の高い取組であることを確認した。

■(4) 令和7年度の取組

令和7年度は、マイナ救急システムを活用した全国的な実証事業を進めており、令和7年4月から令

和6年度の実証事業に参加した67消防本部、660隊の救急隊が実証を開始した。その後、令和7年10月1日から全国全ての720消防本部、5,334隊の救急隊（常時運用救急隊の98%）に拡充し、一斉に実証を開始しており、効率的な運用方法を検討することとしている。

また、マイナ救急の全国展開にあたり、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）を改正し、救急自動車に備えるよう努める資器材の一つである情報通信端末の機能の例示として、「マイナンバーカード等を活用した救急時医療情報の閲覧」を加えることとした（令和8年4月1日施行）。

さらに「令和7年度救急業務のあり方に関する検討会」及びその下に設置されたワーキンググループ

特集4-3図 認知度向上に向けた広報

消防庁の取組

- ショートムービー
- マイナ救急普及啓発動画
- 広報誌「総務省」4月号
- 広報ポスター
- 大阪・関西万博でのイベント広報
- ショートムービー マイナ救急普及啓発動画
- QRコード

政府広報

- 政府広報提供テレビ番組（テレビ東京）【クリックニッポン】
- 政府広報提供ラジオ番組【杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより】
- 政府広報提供CM・SNS広告
- 政府広報提供ラジオ番組【杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより】
- インターネットバナー広告
- 新聞広告
- その他

政府広報オンラインの記事、雑誌、radiko及びラジオスポットCMなどで広報を実施。

※出典：政府広報オンライン（<https://www.gov-online.go.jp/>）

広報誌

山形市消防本部
※広報やまがた 令和7年5月15日号

大阪市消防局
※大阪消防 令和7年9月号 No.906

デジタルサイネージ

神戸市消防局提供：神戸市営地下鉄各駅
蒲郡市消防本部提供：BOATRACE蒲郡

広報動画

各務原市消防本部
※YouTube【公式】各務原市消防本部

ステッカー

豊中市消防局提供

SNS等による広報

京都市消防局
※京都市消防局公式ホームページ

において、有識者や消防本部の意見を伺いながら、マイナ救急の課題や効果の検証、マイナ救急システムの機能拡充等について検討を進めている。

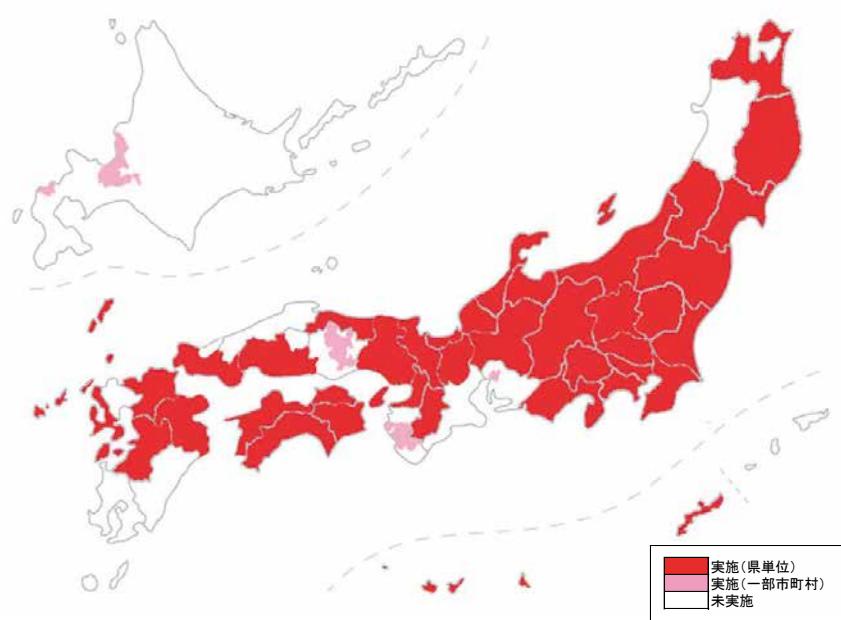
広報面では、マイナ救急を実施するためには傷病者のマイナ保険証が必要となることから、マイナ救急の認知度向上を図るため、令和7年2月に作成したショートムービーや広報ポスターを全ての消防本部に提供するとともに、広報誌や大阪・関西万博でのイベント開催を通じて広報活動を展開した。また、9月9日の「救急の日」にあわせて、マイナ救急の説明や有用性、救急隊員や医師によるインタビュー等を盛り込んだドラマ仕立ての動画を新たに作成して周知を行ったほか、政府広報によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット、SNSなどの多様なメディアを活用した広報を実施した（**特集4-3図**）。今後も、各消防本部と連携した広報活動を展開することとしている。

►(5) 今後の取組方針

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進することとしている。

また、厚生労働省では、今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の円滑化や傷病者の病態に応じた適切な医療機関への搬送の実現に向け、

特集4-4図 救急安心センター事業（#7119）の普及状況



新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型TYPESを活用し、令和7年度中に傷病者情報を複数の医療機関と迅速かつ安全に共有でき、応需状況のタイムリーな把握も可能なプラットフォームの構築を進めている。

消防庁としても、厚生労働省と連携し、当該プラットフォームとマイナ救急との連携等の実現に向けて課題の整理等を行う。

3 増大する救急需要への対応

救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供することは、近年の大きな課題となっている。そのため、消防庁では、救急安心センター事業（#7119）（以下、本特集において「#7119」という。）の更なる展開拡大や利用促進、転院搬送における救急車の適正利用の推進、日勤救急隊の導入促進、救急業務のDX推進等に取り組んでいる。

►(1) #7119の推進

ア #7119の概要

#7119は、住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる仕組みであり、住民に安心・安全を提供するとともに、年々救急需要

が増大する中において、救急自動車や医療機関など地域の限られた資源を有効に活用することを目的とした事業である。

住民から受けた相談内容をもとに、応急手当の方法についての助言や適切な受診医療機関の案内を行うほか、緊急性が高いと判断した場合は、119番通報への転送やかけ直しを要請する等、相談者の状況に応じた対応を行っている。

令和7年度末（予定を含む。）、以下の41地域で実施されている（**特集4-4図**）。

○ 都府県内全域：37地域

青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都¹、神奈川県、新潟県、富山県、石川県²、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県³、山口県⁴、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県⁵

○ 道県内一部：4地域

札幌市周辺⁶、名古屋市、田辺市周辺⁷、岡山市周辺⁸

イ 事業の効果

#7119は、①救急車の適時・適切な利用（軽症者割合の減少、不急の救急出動の抑制、潜在的な重症者の発見・救護）、②救急医療機関の受診の適正化（医療機関における救急医療相談数の抑制等）、③住民への安心・安全の提供（利用者アンケートでは約9割から肯定的評価）、④新興感染症の発生による救急需要急増時の受け皿の一つとしての役割などについて効果があることが確認された。

ウ これまでの取組

消防庁では、#7119の更なる展開拡大に向け、以下の取組を行ってきた。

#7119を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行う「#7119普及促進アドバイザー」を、令和7年10月までに、延べ32地域に対して、59人派遣した。

また「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会（以下、本特集において「令和6年度検討会」という。）の報告を踏まえ、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について（通知）」（令和7年6月18日付け通知）を発出し、#

7119を実施している都府県に対しては、消防庁作成の高齢者や介護施設等への認知度向上を目的としたデザインの広報物の活用や#7119と患者等搬送事業（者）との積極的な連携を依頼し、また、管内に#7119の未実施地域を有する道県に対しては、外部委託方式も含めた円滑な事業導入や効果的な事業の運営、底上げ等に向けて参考になるよう作成した「事業導入・運営の手引き」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の改訂版を参照の上、#7119の早期実施に向けた検討に着手するよう依頼した。

なお、#7119の実施に要する経費については、都道府県又は市町村の財政負担に対して特別交付税措置（措置率0.5）が講じられている。

エ 今後の取組方針

高齢化の進展、熱中症患者の増加、感染症の流行等により、今後も救急需要の増大及び多様化が懸念される中、不急の救急出動の抑制や、救急医療機関の受診の適正化につながるなど、#7119の重要性はますます高まっている。管内に#7119の未実施地域を有する道県に対しては、地域ごとの課題や状況を把握しながら、各地域の実情に即して導入が進められるよう、#7119の更なる展開拡大に向けた取組を進めていくこととしている。

■（2） 転院搬送における救急車の適正利用の推進

消防機関の実施する転院搬送（傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案）については、全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正利用が特に求められている。消防庁と厚生労働省は、救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参考事項（以下、本特集において「転院搬送ガイドライン」という。）を示した「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け通知。以下、本特集において「平成28年通知」という。）を発出し、各地

*1 島しょ部を除く

*2 令和8年2月導入予定

*3 庄原市及び大崎上島町を除く。岡山県井原市・岡山県笠岡市・山口県岩国市・山口県和木町は広島県がカバー

*4 萩市・阿武町を除く

*5 与那国町・北大東村を除く

*6 札幌市・石狩市・北広島市・栗山町・島牧村・新篠津村・当別町・南幌町・恵庭市・長沼町

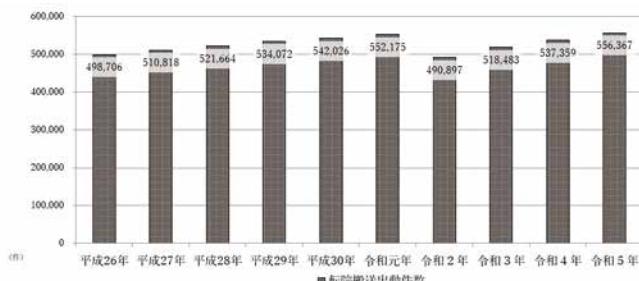
*7 田辺市・上富田町・美浜町・日高町・由良町・印南町・みなべ町・日高川町

*8 岡山市・津山市・瀬戸内市・真庭市・久米南町・美咲町・吉備中央町

域において、転院搬送ガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じ、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた合意形成のための取組を行うよう、促進してきた。

しかしながら、全国単位では、転院搬送出動件数は増加傾向（特集4-5図）であり、令和6年度検討会において、転院搬送における病院救急車や患者等搬送事業者の活用について検討が行われた。

特集4-5図 転院搬送の救急出動件数の推移



消防庁及び厚生労働省は、令和6年度検討会の報告を踏まえ、平成28年通知を改訂し、令和6年度に新設された診療報酬上の評価（救急患者連携搬送料）の活用や消防機関で使用を終えた救急車の病院救急車としての使用を通じ、転院搬送における病院救急車の活用を更に進めること、また、地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者間で共有して地域の実情に応じて活用を図ること等を追加した「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日付け通知。以下、本特集において「令和7年通知」という。）を発出した。

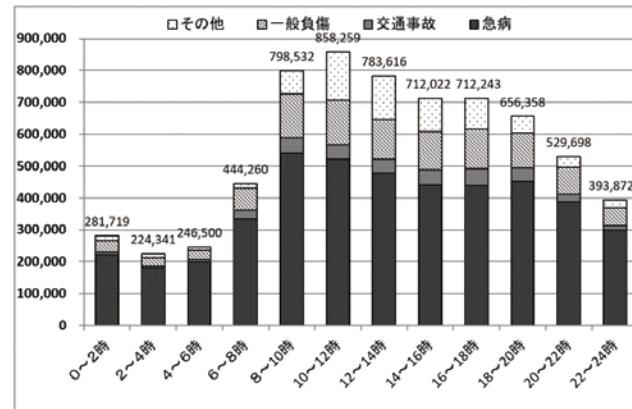
各地域においては、令和7年通知を参考に、地域の実情に応じ、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた取組を積極的に行うこととし、転院搬送における救急車の適正利用を推進している。

►(3) 日勤救急隊の導入促進

令和5年中の救急要請が入電した時刻別の搬送人員をみると、特に、日中の時間帯が相対的に多い状況（特集4-6図）であった。消防庁では従来から「救急隊員の適正な労務管理の推進について（通知）」（平成30年3月30日付け通知）により、救急需要の多い時間帯に増隊する取組を示しているところ、令和6年8月1日の調査では、720消防本部のうち95消防本部において、救急隊の労務管理として、いわゆる日勤救急隊が導入されていた。

特集4-6図 救急要請が入電した時刻別の搬送人員

（令和5年 単位：人）



こうした中、消防庁では、令和6年度検討会の報告を踏まえ、「日勤救急隊の導入検討について（通知）」（令和7年6月5日付け通知）を発出し、日勤救急隊を導入した消防本部の事例を紹介し、日勤救急隊を増隊することにより救急隊1隊当たりの活動時間の平準化や救急隊員の多様な働き方に資すると考えられると同時に、日中等に需要が多い地域へ配置することで増大する救急需要への対策の強化となると考えられるため、地域の実情に応じ、日勤救急隊の導入を検討するよう通知した。

►(4) 救急業務のDX推進

令和6年中の救急出動件数と搬送人員は過去最多を更新したほか、令和6年と新型コロナ禍以前の令和元年を比較すると、病院収容所要時間は延伸しており、救急需要増大に伴い、救急隊員の業務負担が増加している。救急業務におけるデジタル技術の導入は救急隊員の業務負担軽減に資するものであることから、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、令和7年3月31日に「救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ（以下、本特集において「技術カタログ」という。）」を作成した。

技術カタログでは、一連の救急活動を4つのフェーズに分け、労務負担軽減等が期待される13の機能を有するものを対象として、事業者に公募した上で、40のシステムを掲載している（特集4-7図）。

今後も、救急業務の効率化・円滑化に資する新たな技術の公募を行って、技術カタログを更新すること等により、引き続き、消防本部における救急業務のDX推進を図ることとしている。

特集4-7図 救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ

フェーズ	I. 119入電～出動～現場到着	II. 傷病者接触～車内収容～搬送先選定	III. 現場出発～病院収容 (医師引継)	IV. 帰署～事務処理
DX化新機能	①救急需要予測 ②救急隊(車)最適配置 (AI、ビッグデータ) ③映像通報	④医療機関とのデータ・画像共有(12誘導心電図等、バイタル伝送等) ⑤観察内容等の自動記録 ⑥バイタルサインや画像の分析による 傷病判定補助 ⑦医療機関の空き情報把握・収容依頼	⑧収集した情報を引継 書へ自動反映 ⑨電子サイン	⑩活動記録票への 自動反映 ⑪活動記録票や予後 入力等による事後検 証支援 ⑫救急車の資材在庫 管理 ⑬救急隊員の労務負 担の把握